

市の直営となった地域会館を誰もが利用しやすく、親しまれる会館運営へと改善を

地域集会施設と学習等共用施設の利用料の引き下げを

市川 利用料が地域によって違いがあることや、市内公共施設と比較して利用料が高いということが市民から指摘されています。例えばコミセンの相談室は午前中は400円、午後は500円です。しかし、地域会館によっては一番小さい部屋で午前中が900円、午後は1200円とおおよそ2倍の違いがあり、利用する施設による不公平とさらに地域会館による金額の違いもあります。地域会館は市直営となったので、高い利用料を引き下げる方向で見直すべきです。

市長 当面現行の使用料で対応していく。

免除団体の拡大と減免制度の明確化を

市川 現在の条例では免除団体が町内会と羽村市が利用する場合だけとなっています。学校・保育園・幼稚園・関係者も免除団体に含むべきです。また、減免制度の減免対象団体は「市長が認めるとき」とあるだけで、市長の判断で決められることになっており、対象団体の明確化が必要です。幅広い地域の方が利用出来る立場での免除・減免の拡大が必要だと思えます。

市長 施設によって不公平ないように慎重に検討し、制度の明確化を図っていく。

会館へ管理人を配置し利用者の利便をはかるべき

市川 福生市や青梅市のように会館の中に管理人を常時配置し、いつでも、だれでも利用したい時にはすぐその場で手続きがとれて、利用出来るようすべきです。羽村市の現状では、利用したい人がどのような手続きをする場合、申請書がどこにあるのかまた、どこに行けばいいのか非常にわかりにくいです。市の直営となったのですから、毎日の市民の暮らしの中で一番身近な会館がより積極的に利用され、地域のたまり場となり、お年よりも若者も地域で働く人も、子育て中の日とみんなが利用できることが出来るよう市として会館を位置づけるべきです。

市長 会館へ管理人の配置は考えていない。



市民からの陳情 門前払いは許せません

11月27日、12月定例議会にむけての議会運営委員会が開かれました。5件の陳情書の取り扱いについて協議したところ、17号、19号、20号については厚生委員会に付託して審議することにしましたが、21号、22号については、「議長処理」として、委員会で審議しないことになりました。

日本共産党は「せっかく市民が出した陳情なので委員会に付託して審議すべき」と主張しましたが、「議長処理」が多数となりました。

18陳情21号 羽村駅西口交通広場の整備事業へのパブリック・コメント及びコンペを求める陳情書

18陳情22号 羽村市栄町2丁目付近の交通環境の改善等に関する陳情書

委員名	21号	22号
滝島 愛夫（新政会）	×	×
水野 義裕（羽村21）		
佐藤 征一（新政会）		×
船木 良教（新政会）	×	×
露木 諒一（公明党）	×	×
市川 英子（共産党）		
秋山 猛（新政会）	×	×

コゲラ（小啄木鳥）

スズメくらいの小さなキツツキ、1980年代から都会に進出してきました。羽村市内の市街地で普通に見られます。「ギー」という声が聞こえたら、庭木を上っている姿が見られるかもしれません。



無料法律相談のお知らせ

毎週第2火曜日午後から無料の法律相談を「三多摩法律事務所」の協力で行っています。弁護士への相談がありましたらご連絡下さい。予約が必要です。会場は日本共産党羽村市委員会事務所です。

連絡先

中原 雅之 554-1163
高橋美枝子 555-1911
市川 英子 554-1140
鈴木たくや 080-1058-9450
市委員会事務所 579-2132
FAX 579-2106

